

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委 託 業 務 名	瀬田北小学校エレベータ改修業務
委 託 業 務 場 所	大津市大將軍一丁目
概 要	昇降機改修業務
契 約 期 間	令和 7 年 6 月 2 7 日から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 7 日
契 約 金 額	1 2, 1 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市下京区東洞院通四条下ル元恵王子町 5 1 番地 東京建物四条烏丸ビルE A S T 〔名 称〕 フジテック株式会社 京滋支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	瀬田北小学校の昇降機施設（エレベータ）についてはフジテック株式会社により設置されており、万が一の場合の過失責任が不明確とならないよう、保守についても同社へ委託している。今般、5 月の定期点検の結果、機械の制御系統に新たな不具合が見つかったことから、当該エレベータの改修業務（制御盤リニューアル）を行う。 本業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の業務であるため、フジテック株式会社と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。